

令和 元 年 12 月 4 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

公益社団法人 日本小児科学会
会長 高橋 孝雄



公益社団法人 日本小児科医会
会長 神川 晃



異なるワクチンの接種間隔変更に関する要望書

わが国では、異なるワクチンの接種間隔は、生ワクチン接種後は 27 日以上、不活化ワクチン接種後は 6 日以上空けるように定められている。

注射生ワクチン同士の接種では、理論的に起こり得る干渉現象を回避するために、同時接種でない場合は 27 日間以上の接種間隔が必要と考えられている。一方、不活化ワクチンや経口生ワクチン接種後のすべての種類の異なるワクチン接種、あるいは注射生ワクチン接種後の不活化ワクチンや経口生ワクチン接種については、接種間隔を置かなければならない特段の科学的根拠は見当たらない。

米国や英国をはじめとする海外のほとんどの国においては、注射生ワクチン同士の接種間隔には規制を設けているが、他の接種間隔には規制を設けていない（表）。この問題点については、2012 年 9 月 19 日に日本小児科学会から「異なるワクチンの接種間隔変更に関する要望書」を当時の小宮山洋子厚生労働大臣宛に既に提出済みである。

平成 29 年度予防接種に関する間違い報告がまとめられた。延べ接種回数 46,317,825 回のうち、間違いとして報告のあった件数は 7,787 件（10 万回接種あたり 16.81 件）であった。間違いの態様別では、接種間隔の間違いが最も多く間違い全体の 51.7%を占めたと報告されている。間違い報告の中で、健康被害が生じたものとして 35 件が報告されたが、いずれの報告も発熱や接種部位の発赤・腫脹などであり、重大な健康被害に繋がる間違いはなかった¹⁾。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン、沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン、組換え沈降 B 型肝炎ワクチン、経口弱毒生ロタウイルスワクチンなど乳児期に接種すべきワクチンは増加しているが、同時接種を基本としたとしても、現状の接種間隔の規定により、適切な時期に適切な数のワクチン接種が行いにくい状況となっている。

以上より、異なるワクチンの接種間隔について、次のように改訂することを改めて要望する。

- (1) 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生

風しんワクチン、乾燥弱毒生水痘ワクチン、乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン、乾燥 BCG ワクチンなど注射生ワクチンを接種した日から、

1) 次の異なる注射生ワクチン接種を行うまでの間隔は 27 日以上置くこと。

2) 次の不活化ワクチンや経口生ワクチン接種を行うまでの間隔は制限しないこと。

(2) 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン、沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン、組換え沈降 B 型肝炎ワクチン、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド、組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン、インフルエンザ HA ワクチンなど不活化ワクチンを接種した日から、次のすべての種類の異なるワクチン接種を行うまでの間隔は制限しないこと。

(3) 経口弱毒生ロタウイルスワクチンなど経口生ワクチンを接種した日から、次のすべての種類の異なるワクチン接種を行うまでの間隔は制限しないこと。

参考文献

1) 予防接種施策の現状について: 第 32 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会 資料 2-1 (2019(令和元)年8月7日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000535717.pdf>

